

第67回 奈良県河川整備委員会

日時：平成25年12月24日(火)

14時～16時30分

場所：エルトピア奈良(奈良労働会館)

3F大会議室

議 事 次 第

1. 開 会 (挨拶 県土マネジメント部長 大庭 孝之)

2. 議 事

(1) 河川事業の再評価について

(大和川水系平城圏域・・・秋篠川、地蔵院川、蟹川、菰川、能登川)

(2) 貯める対策(総合治水対策)について

(3) 進捗点検について

3. その他

第66回奈良県河川整備委員会議事概要の確認

4. 閉 会

配 布

議事次第、座席表、委員名簿、出席者名簿、奈良県河川整備委員会規則

資料1 大和川流域の概要

資料2 平成25年度 再評価対象事業一覧表

資料2-1 秋篠川

資料2-2 地蔵院川

資料2-3 菰川

資料2-4 蟹川

資料2-5 能登川

資料3 貯める対策(総合治水対策)について

資料4 進捗点検について

資料5 第66回奈良県河川整備委員会議事概要

第67回 奈良県河川整備委員会 委員

(敬称略、五十音順)

名 前	専門分野	役職等	備考
あさひろ よしこ 朝廣 佳子	観光 地域活動	読売奈良ライフ代表取締役 奈良青年会議所第40代理事長 「なら燈花会の会」前会長	出
いとう しんいち 伊東 眞一	経済	大阪商業大学教授	出
いわもと ひろみ 岩本 廣美	社会科教育 環境教育 人文地理	奈良教育大学教授	出
おかだ のぶこ 岡田 伸子	環境	奈良市建築士審査会 会長	出
たちかわ やすと 立川 康人	治水 利水	京都大学大学院工学研究科教授	欠
たに こうぞう 谷 幸三	生物	晴れの国野生生物研究会 会長	出
とうじ よしえ 藤次 芳枝	法律	三住法律事務所弁護士	出
【委員長】 なかがわ はじめ 中川 一	治水 (防災水工学、土砂水理学)	京都大学防災研究所教授	出
まえさこ 前迫 ゆり	保全生態	大阪産業大学教授	出
みつの とおる 三野 徹	水環境	京都大学名誉教授 岡山大学名誉教授 鳥取環境大学教授	欠
わだ あつむ 和田 萃	日本古代史	京都教育大学名誉教授 橿原考古学研究所指導研究員	出

第67回 奈良県河川整備委員会 座席表

日時：平成25年12月24日(火) 14時～16時30分

場所：エルトピア奈良(奈良労働会館) 3F大会議室

中川 一 委員長



--

朝廣 佳子 委員○

岩本 廣美 委員○

谷 幸三 委員○

前迫 ゆり 委員○

--

○ 伊東 眞一 委員

○ 岡田 伸子 委員

○ 藤次 芳枝 委員

○ 和田 萃 委員

--

奈良県事務局

--	--	--

奈良県事務局

--	--	--

傍聴者席

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

奈良県河川整備委員会規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十二号

奈良県河川整備委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県河川整備委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、河川整備計画の策定及び変更並びに河川整備計画に掲げる事項の進捗点検(当該計画に基づく事業の再評価を含む。)について審議する。

(組織)

第三条 委員会は、委員十一人以内で組織する。

2 委員は、河川に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は二年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

5 委員会の会議は、原則として公開する。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、県土マネジメント部河川課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年規則第九九号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。